

国家公務員等の旅費に関する法律

(昭和二十五年四月三十日法律第百十四号)【抄】

(旅費の種類)

第六条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料、支度料、旅行雑費及び死亡手当とする。

- 2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する。
- 5 車賃は、陸路(鉄道を除く。以下同じ。)旅行について、路程に応じ一キロメートル当りの定額又は実費額により支給する。
- 6 日当は、旅行中の日数に応じ一日当りの定額により支給する。
- 7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ一夜当りの定額により支給する。

(略)

(宿泊料)

第二十一条 宿泊料の額は、宿泊先の区分に応じた別表第一の定額による。

- 2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情に因り上陸又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。

(略)

別表第一 内国旅行の旅費(第二十条—第二十四条、第二十七条、第二十八条関係)

一 日当、宿泊料及び食卓料

区分		日当(一日につき)	宿泊料(一夜につき)		食卓料(一夜につき)
			甲地方	乙地方	
内閣総理大臣等	内閣総理大臣及び最高裁判所長官	三、八〇〇円	一九、一〇〇円	一七、二〇〇円	三、八〇〇円
	その他の者	三、三〇〇円	一六、五〇〇円	一四、九〇〇円	三、三〇〇円
指定職の職務にある者		三、〇〇〇円	一四、八〇〇円	一三、三〇〇円	三、〇〇〇円
七級以上の職務にある者		二、六〇〇円	一三、一〇〇円	一一、八〇〇円	二、六〇〇円

六級以下三級以上の職務にある者	二、二〇〇 円	一〇、九 〇〇円	九、八〇 〇円	二、二〇〇円
二級以下の職務にある者	一、七〇〇 円	八、七〇 〇円	七、八〇 〇円	一、七〇〇円

備考

宿泊料の欄中甲地方とは、東京都、大阪市、名古屋市、横浜市、京都市及び神戸市のうち財務省令で定める地域その他これらに準ずる地域で財務省令で定めるものをいい、乙地方とは、その他の地域をいう。固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地方に宿泊したものとみなす。